

(設置)

第1条 本市の水道事業、簡易水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の経営について、市長の諮問に応じ必要な事項を審議するため、郡山市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(令3条例50・一部改正)

(組織)

第2条 審議会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 水道、簡易水道、下水道又は農業集落排水施設の利用者

(3) 市の区域内に住所を有する者

(令3条例50・一部改正)

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、上下水道局経営管理課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(郡山市下水道等事業運営審議会条例等の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 郡山市下水道等事業運営審議会条例(昭和58年郡山市条例第33号)
 - (2) 郡山市水道事業経営審議会条例(平成7年郡山市条例第19号)
(郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和42年郡山市条例第69号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(令和3年郡山市条例第50号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(処分、申請等に関する経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例による改正前のそれぞれの条例(以下「旧条例」という。)の規定により市長若しくは上下水道事業管理者(以下「事業管理者」という。)がした処分、承認、認定その他の行為又は施行日前に旧条例の規定により市長若しくは事業管理者に対してされた申請、届出その他の行為で、この条例による改正後のそれぞれの条例(以下「新条例」という。)の規定により事業管理者が執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、新条例の相当規定により事業管理者がした処分、承認、認定その他の行為又は事業管理者に対して行われた申請、届出その他の行為とみなす。
- 3 旧条例の規定により市長又は事業管理者に対して届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、施行日以後においては、これを、新条例の相当規定により事業管理者に対してその手続がされていないものとみなして、新条例の規定を適用する。